

専任特例 1 号による専任義務の緩和措置について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正に伴い、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の専任義務の緩和を実施します。

1 専任特例 1 号による監理技術者等の専任義務緩和要件

以下の全ての要件に該当する場合、監理技術者等は 2 件の工事現場を兼任することができます。

- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること（令第 28 条）。なお、工事途中において請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (2) 兼任する工事は、市発注工事であること。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (5) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者は、「人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第 28 条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。

2 手続の流れ

- (1) 落札候補者は、「配置予定技術者・現場代理人調書」に併せて、「監理技術者等兼任配置届出書（専任特例1号）」を提出してください。また、やむを得ず監理技術者等を変更したことに伴い、新たに兼任となる場合は「現場代理人等変更届」及び「監理技術者等兼任配置届出書（専任特例1号）」を提出してください。
- (2) 落札決定後、速やかに厚木市ホームページより「人員の配置を示す計画書」をダウンロードし、従事中の工事及び落札決定された工事の2件について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際に御提示いただきます。

3 留意事項等

- (1) 受注者は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。
- (2) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。

附 則

この措置は、令和7年4月1日から施行する。